

- ✓ **電波の利用状況調査は**、電波法第26条の2の規定に基づく調査であり、技術の進捗に応じた電波の最適な利用の実現に当たって必要な周波数の再配分等に資するため、平成15年度より、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成14年総務省令第110号)第3条第1項に基づき、定例調査として、電波法で定める周波数帯を3つに区分し毎年一の区分ごとに、「**3区分・3年周期**」として**調査・評価を実施**
- ✓ 平成30年度より、携帯無線通信及び全国広帯域移動無線アクセスシステムについては、最新技術の使用動向や無線局数の増加に伴う周波数需要の変化を的確に把握できるよう、毎年調査・評価を実施

### 電波の利用状況調査

定例調査  
(3区分・3年周期)  
【省令第3条第1項】

①714MHz以下  
②714MHz超3.4GHz以下  
③3.4GHz超

携帯無線通信等の調査  
(毎年)  
【省令第3条第2項】

臨時の利用状況調査  
(必要に応じ)  
【省令第6条】

調査結果を公表するとともに、  
評価結果(案)に対する意見募集

意見募集を踏まえた  
評価結果(案)の電波監理審議会への諮問・答申

評価結果の公表

周波数割当計画(告示)、電波の有効利用に資する政策への反映

- ✓ **更なる電波の有効利用の促進のため、電波の利用状況調査の拡充等を図ることとし、以下の事項を反映した調査について、令和2年度から実施予定**

## 1. 調査周期の見直し

電波技術の進展や電波利用の多様化が一層広がる中で、より実情に近い利用状況を迅速に把握することができるよう、「**3区分・3年周期**」から「**2区分・2年周期**」へ見直し(省令第3条第1項)

現行

- ①714MHz以下(令和2年度(予定))
- ②714MHz超3.4GHz以下(令和元年度)
- ③3.4GHz超(平成30年度)

見直し後

- ①714MHz以下(令和2年度(予定))
- ②714MHz超(令和3年度(予定))

## 2. 重点調査の実施

周波数の共用や移行等の可能性の検討のため、**利用状況をより正確に把握することが必要と認める周波数帯について、無線局ごとその必要な限度における詳細な調査(重点調査)の実施を可能とする**(省令第5条第6項及び第5条の2、重点調査告示)

重点調査の対象

### 重点調査告示(※)に合致するもの

(※)次の1~4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの

1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム
2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム
4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

重点調査  
(無線局ごと等の  
詳細調査)

### 調査票調査

(省令第5条第1項第5号から第8号)



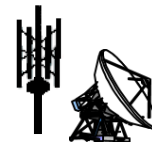
免許人等



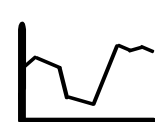
利用実態等の調査

### 発射状況調査

(省令第5条6項)



無線局



電波の発射状況調査

## 3. 電波の有効利用度合いの評価

重点調査対象の電波利用システムについて、**電波の利用時間、地域等の指標別の利用の度合いによる評価を実施**

評価は、調査結果等の分析によるほか、電波利用システムの**社会的重要性等も考慮した総合評価**とする(評価告示)

## 4. その他規定の整備

電波利用ニーズに的確に対応できるよう、登録局に対する調査票調査の実施や免許不要局の台数調査の柔軟な実施を可能とする(省令第5条第3項、別表)